

### 三 国会の組織と活動

#### 1 二院制

(一) 類型　国会は、衆議院と参議院によって構成される(憲法四二条)。各国の議会は、一院制をとるものと二院制をとるものとが相半ばするが、日本国憲法は、マッカーサー草案の一院制を改め、西欧型民主政の主流にならい、かつ、明治憲法の伝統を受けついで、二院制を採用した。二院制は、通常、民選議員によって構成される下院と、上院からなる。上院の構成は、①貴族院型(例、明治憲法)、②連邦型(例、アメリカ)、③民主的第二次院型(例、第三・第四共和制フランス)に大別され、わが国の参議院は③の型に属する。

(二) 存在理由　民主政にとって、国民の意思を代表する機関は一つで足りるはずであるのに、第二院が設けられる理由としては、①議会の専制の防止、②下院と政府との衝突の緩和、③下院の軽率な行為・過誤の回避、④民意の忠実な反映、などが挙げられている。第二院の組織が、貴族院型から連邦型・第二次院型へ移行するという趨勢にともない、第二院の主要な存在理由は、①、②から③、④へと移っている。

(三) 両院の関係　衆議院と参議院の相互の関係について、日本国憲法は、内閣不信任決議権(六九条)、予算先議権<sup>\*</sup>(六〇条一項)などを特別に衆議院に認め、法律・予算の議決、条約の承認および内閣総理大臣の指名の場合において衆議院の優越を認めている(五九条・六〇条・六一条・六七条)。

法律案、予算および条約、内閣総理大臣の指名などについて両議院の意見が対立した場合に、妥協案の成立をはかるため、両院協議会が設けられる(詳細については、国会法八四条―九八条参照)。

\*予算先議権　一九世紀の立憲君主制の時代から、予算是結局は国民の負担に帰るので、その用途に強い関心をもつ国民を直接代表する衆議院が先に審議する権限を有する、と考えられてきた。日本国憲法では、両議院とも公選の建前をとるが、議員の任期が異なり(四五条・四六条)、かつ衆議院にのみ解散制度が存在し、衆議院のほうが国民意思をより直接に代表する機関であるので、これに予算先議権を認めたと解される。

\*\*法律上の優越性　この例として、国会の臨時会・特別会の会期の決定、国会の会期の延長(国会法一三条)、会計検査院の検査官の任命に対する同意(会計検査院法四条[一九九九年の改正で現在は両院対等])などがある。

#### 2 選挙制度

国會議員は選挙によって選出される。選挙区、投票の方法などの詳細は、公職選挙法で定められている。

(一) 選挙区　選挙人団を区分するための基準となる区域を言う。小選挙区(一人の議員を選出する選挙区)と大選挙区(二人以上の議員を選出する選挙区)に分けられる。わが国の衆議院議員選挙は、一つの選挙区から三人ないし五人の議員を選出する制度(中選挙区制と呼ばれるが、正確には大選挙区制の一種である)を長年採用してきたが、平成六年(一九九四年)の政治改革立法の一環として、比例代表制を加味した小選挙区制をとるに至った(定数五〇〇人のうち、三〇〇人を小選挙区、二〇〇人を比例代表によって選出する。公選法四条一項・一二条一項・一三条)。また、参議院議員選挙については、戦後から、各都道府県を単位とする地方区と、全国を一選挙区とする全国区を採用してきたが(いずれも單記投票)、昭和五七年(一九八二年)



# 憲法 第七版

芦部信喜  
高橋和之補訂

岩波書店